

運送保険普通保険約款

第1条（保険金を支払う損害―貨物に生じた損害）
（1）当会社は、この保険が付けられた貨物（以下「貨物」といいます。）に生じた次の損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。
① 「オール・リスク担保」条件の場合には、すべての偶然な事故によって生じた損害
② 「特定危険担保」条件の場合には、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または共同海損犠牲損害

第2条（保険金を支払う損害―費用の損害）
（1）当会社は、前条に定める損害のほか、次の費用の損害に対して保険金を支払います。
① 損害防止費用
第23条（損害防止義務）で定める損害防止義務を履行するために必要または有益な費用をいいます。
② 救助料
当会社が保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）が発生した場合において、救助契約にもとづかないで貨物を救助した者に支払うべき報酬をいいます。
③ 継続費用
貨物または輸送用具に保険事故が発生した場合において、貨物を保険証券記載の仕向地へ輸送するために要した費用（中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積込みの費用を含みます。）をいいます。ただし、原運送契約によって運送人が負担すべき費用、貨物について通常要すべき費用または被保険者が任意に支出した費用を除きます。
④ 共同海損分担額
運送契約に定めた法令またはヨーク・アントワープ規則もしくはその他の規則にもとづき正当に作成された共同海損精算書によって、被保険者が支払うべき額をいいます。

第3条（保険金を支払わない損害―その1）
（1）当会社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人（これらの者が法人である場合は、その法人の理事、取締役その他の業務執行機関を構成する個人を含みます。）もしくは使用人の故意または重大な過失。ただし、上記の代理人および使用人については②に掲げる者を除きます。
② 貨物の輸送に従事する者が、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人もしくはは使用人である場合には、これらの者の故意

第4条（保険金を支払わない損害―その2）
（1）当会社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
② 荷造りの不完全
③ 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発（中間地からの出発および積込港・寄航港からの発航を含みます。）の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくはは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。
④ 運送の遅延

（2）当会社は、（1）に定める損害のほか、間接損害（第2条の費用の損害を除きます。）に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない損害―その3）
（1）当会社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、内乱その他の変乱
② 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
③ 公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収
④ 検疫または③以外の公権力による処分
⑤ ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
⑥ 10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行（放火および盗取を含みます。）ならびにこれらに関連して生じた事件

（2）当会社は、陸上（湖川を含みます。）にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他の類似の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害は、前段に掲げる事故によって生じたものと推定します。

第6条（保険価額と保険金額）
（1）保険価額は、貨物の仕切状面価額（注）または発送の地および時における価額を基準として、保険契約を締結した時に、当会社と保険契約者または被保険者との間で協定した額とし、保険契約締結の際、保険金額が貨物の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。
（2）あらかじめ保険価額を協定しなかった場合は、保険価額は保険金額と同額とします。ただし、
① 当該保険金額が仕切状面価額（仕切状面価額が運送賃、保険料その他の諸掛りを含んでいない場合は、これらを加算した額をいいます。以下同じ。）（注）に、その10％に相当する金額を加算した額を超える場合は、保険金額および保険価額はいずれもその超過部分について無効とします。
② 当該保険金額が仕切状面価額（注）より著しく低い場合は、保険価額は仕切状面価額と同額とみなします。
（3）仕切状がない場合は、貨物の発送の地および時における価額に仕向地までの運送賃、保険料その他の諸掛りを加算した額を前項の仕切状面価額（注）とみなします。
（注）仕切状面価額とは、仕切状や納品書に記載された価額のことをいいます。

第7条（保険責任の始期および終期）
（1）当会社の保険責任は、輸送開始のために、貨物が保険証券記載の発送地における保管場所から搬出された時またはその保管場所において貨物

の輸送用具への積込みが開始された時のいずれか早い時に始まり、通常の輸送過程を経て、貨物が保険証券記載の仕向地における荷受人の指定した保管場所に搬入された時またはその保管場所において輸送用具から荷卸しされた時のいずれか遅い時に終わります。ただし、輸送用具が仕向地における荷受人の指定した保管場所に到着した後の担保期間は、輸送用具が到着した日の翌日の正午をもって限度とします。
（2）（1）の本文の規定にかかわらず、積込港において貨物が海上輸送用具に積込まれる前の担保期間は、貨物の保険証券記載の発送地における保管場所からの搬出が開始された日またはその保管場所における輸送用具への積込みが開始された日のいずれか早い日の翌日の午前零時から起算して15日間（発送地が積込港以外の地であるときは30日間）をもって、また、荷卸港において貨物が海上輸送用具から荷卸しされた後の担保期間は、貨物の荷卸しが完了した日の翌日の午前零時から起算して15日間（仕向地が荷卸港以外の地であるときは30日間）をもって、限度とします。
（3）（1）の本文の規定は、搬出された、もしくは積込みが開始された貨物の部分ごと、または搬入された、もしくは荷卸しされた貨物の部分ごとにこれを適用します。

第8条（危険の変更・増加のときの通知義務）
（1）保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくはは使用人が保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合や逼迫した危険を避けるため、または人命救助もしくは輸送用具上にある者の緊急の医療のために必要となった場合を除きます。
① 保険証券記載の発送地、積込港、荷卸港もしくは仕向地を変更し、もしくは変更しようとしてその実行に着手したこと、または輸送用具が順路外へ出たこと。
② 貨物が保険証券記載の輸送用具以外のものに積込まれ、または積替えられたこと。
③ 輸送の開始または遂行が著しく遅延したこと。
④ 輸送用具を日本国または外国の法令に違反する目的のために使用し、または使用しようとしてその実行に着手したこと。
⑤ 上記①から④までの事実のほか、保険契約申込書の記載事項の内容（付属の書類等がある場合はこれを含みます。）に変更を生じさせる事実（保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生すること、または危険の著しい変更または増加があったこと。
（2）（1）の事実がある場合には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したときと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（3）（2）の規定は、当会社が（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または（1）の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
（4）（1）に規定する手続きを怠った場合には、当会社は、（1）の事実が発生した時または保険契約者もしくはは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条（保険金を支払う損害―貨物に生じた損害）および第2条（保険金を支払う損害―費用の損害）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、（1）の①、②または⑤に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が増加前の保険料率より高くならなかった場合を除きます。
（5）（4）の規定は、（1）の事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う損害―貨物に生じた損害）および第2条（保険金を支払う損害―費用の損害）の事故による損害については適用しません。
（6）（1）の規定によって、当会社が通知を受けこれを承諾したときは、当会社は（1）のいずれかの事実があった時から相当の割増保険料を徴収することができます。

第9条（野積み等の貨物の取扱い）
（1）当会社は、本条を適用しない旨の特約がある場合を除き、次の損害に対しては「特定危険担保」条件のみで保険に付けられたものとみなして保険金を支払います。
① 貨物が野積みされている間に生じた損害
② 貨物が船舶または、はしけの甲板上に積みされている間に生じた損害
③ 貨物が被覆の完全でない輸送用具（船舶およびはしけを除きます。）に積みされている間に生じた損害。ただし、その輸送用具の被覆が完全であったとしても生じたであろう損害を除きます。
（2）（1）の規定は、次の場合には適用しません。
① 貨物が密閉式の金属製または強化プラスチック製コンテナに収容されている場合。
② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくはは使用人がいずれも（1）の①から③までの事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合。
③ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくはは使用人のうち、（1）の①から③までの事実を知った者が遅滞なくこれを当会社に通知して、当会社の承諾を得て、相当の割増保険料を支払った場合。

第10条（保険契約の無効）
保険契約締結の当時、保険事故が既に生じていることを保険契約者または被保険者が知っていた場合または、保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
第11条（保険契約者の住所変更）
保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
第12条（保険契約の失効）
（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。
① 貨物の全部が滅失した場合。ただし、第31条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
② 貨物が譲渡された場合
（2）（1）の規定により、おのおの別に保険金額を定めていた貨物が2以上ある場合には、それぞれの貨物ごとにこれを適用します。

引受幹事
保険会社
 **朝日火災海上保険株式会社**
沖縄ヤマト運輸株式会社

運送保険申込みのご案内

下記の保険約款および加入料をご了承のうえ、お申込みになる運送保険は、朝日火災海上保険株式会社を幹事保険会社としてお引き受けいたします。

運送保険申込みにあたってのご注意

- 運送保険加入の申込み手続き**
運送保険のお申込みをされる場合は、沖縄ヤマト運輸の送り状の所定欄に必要事項を記入し、運送保険「要・不要」欄の「要」の文字を○で囲んでください。
なお、運送保険が不要の場合も必ず「不要」の文字を○で囲んでください。
 - 保険約款**
保険責任の始期および終期、保険金を支払う損害の範囲、事故発生時の通知、保険金請求等に関しては、運送保険普通保険約款および特別約款の定めるところによります。
 - 加 入 料**
下記に掲示した運送保険加入料表に基づいて計算した額とします。
 - 加入料の支払い**
加入料は、原則、保険のご加入と同時にお支払いいただきます。
 - 補償金額**
保険事故で保険会社がお支払いする最高限度額です。
 - お支払いする保険金**
補償金額を最高限度額とし、荷物が被った実際の損害額をお支払いしますが、損害額の算出方法は荷物の時価額^(注)が基準となります。荷物の時価額^(注)を超える補償金額でご加入いただいても、超過部分の保険金は支払われません。
- (注) 荷物の価値を金銭的に評価した価格です。荷物の時価額を確認する資料として納品書等がありますが、それらがいない場合は発送地の市価(時価)となります。
- 事故の通知**
万一事故が起きたときは、まず最寄の沖縄ヤマト運輸へすみやかにご連絡ください。
 - 保険証券および保険引受証**
特にお申出のない限り、保険証券は発行いたしません。また、送り状をもって保険加入書および保険引受証といたします。
(加入成立時にお渡しする送り状は、保険法第6条に定める契約締結時の書面に該当しません。)
 - 引越荷物運送保険**
引越荷物運送保険をお申込みの場合は、沖縄ヤマト運輸へお問い合わせください。
 - そ の 他**
(1)保険約款および加入料等について、ご不明な点は、沖縄ヤマト運輸または朝日火災海上保険までお問い合わせください。
(2)お申込みをされる場合は、店頭に備付けの「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の内容と、ご要望に沿った加入内容であることをご確認いただき、「個人情報」の取扱いに同意のうえ、お申込みください。

運送保険加入料表

(1送り状あたり30万円を超える貨物に適用)

(輸送区間) 日本国内各地相互間

保険の対象（対象貨物）	加 入 料 補償金額 1万円につき	補 償 の 内 容
一 般 貨 物		●オール・リスク担保
機械類・易損品 (機械・電気製品・家具・楽器類)	10円(※)	●運送保険普通保険約款付
特 別 易 損 品 (陶磁器・ガラス製品・石膏製品)		●実損払い特別約款付
引 越 荷 物	20円(※)	●引越荷物運送保険特別約款付 (個人の引越荷物に限ります。)
ただし、欄外に記載の各項目の内容により引き受けます。		

上記の加入料表に記載のない荷物の場合は、朝日火災海上保険株式会社とその都度協議のうえ、その条件・加入料を取り決めます。

(※) ただし、最低加入料は1送り状(発送原票)につき50円です。

○この加入料表は小口貨物運送保険で除外された荷物で、トラック、鉄道輸送(各フェリー航送を含みます。)、各連絡運輸扱いおよび航空輸送されるものに適用されます。

○沖縄県への仕向荷物でフェリー航送による場合の加入料は、左の表の各10円増となります。

○この保険では、次の荷物は原則、お引き受けできない荷物となっております。ただし、別途条件を定め、お引き受けする場合があります。
①貨紙幣類・小切手・有価証券その他これらに準ずるもの
②金・銀・白金の地金
③美術品、骨とう品、宝石類
(お引き受けする場合でも、修繕後の「格落ち損害」については保険金をお支払いできません。)
④家畜および生動物
⑤生鮮食料品および青果物

○ばら積貨物およびこれに準ずるもののお引き受けは国内運送保険標準料率表の条件・料率に従います。